

令和5年度糸島産品海外販路開拓業務のプロポーザルに係る企画提案仕様書

1 業務名

令和5年度糸島産品海外販路開拓業務

2 委託期間

契約の日から令和6年3月15日まで

3 履行場所

香港

4 業務内容

香港において、糸島産品の販路開拓と観光振興に繋がるプロモーションを下記のとおり実施し、香港における糸島市の認知度向上と輸出拡大を促進する。

実施にあたっては、以下の条件を満たし、評価表の視点を踏まえたうえで、事業内容（具体的内容、実施店舗等案、実施期間、PRの手法等）が分かるように提案すること。

(1) 現地飲食店での糸島フェア開催（認知度拡大の取り組み）

- ・現地飲食店で、糸島産の食材を使った料理を提供するフェアを3回以上実施すること。
- ・糸島の雰囲気を感じてもらいたいことを目的とし、食材だけでなく加工品（酒、調味料など）も提供すること。（現地消費者への提供は有償を基本とする。）
- ・フェアの期間は1回につき、2週間以上とする。
- ・店舗において、映像とパンフレット等（本事業予算で新規作成）を用いて糸島の観光スポットや糸島産品を紹介するなどの情報発信を行うこと。
- ・香港在住のインフルエンサー等を活用しフェアの実施のPRをすること。
- ・フェアと並行して、下記の(2)を活用して、SNS等で糸島及び糸島産品の認知向上のための情報発信を行うこと。
- ・流通ルートについては、事業実施後も継続して輸出できるように、イベント用の一時的なルートではなく、実際に輸出している事業者、現地卸売事業者を経由して実施すること。

(2) 現地言語での情報発信（認知拡大の取り組み）

- ・市が用意するSNSメディア（facebook）などを利用して、糸島に関する投稿を契約終了まで月4回以上投稿すること。
- ・投稿内容については、糸島産品や観光のPRを基本とし、現地飲食店での糸島フェアなど本事業での実施事業も投稿すること。
- ・市が用意するSNSメディア以外を利用する場合は事業終了後に、SNSアカウントを糸島市へ提供すること。

(3) 高級百貨店等での糸島フェアの開催（輸出拡大の取り組み）

- ・現地の卸売事業者と協力して、現地の富裕層が利用する小売店舗（高級百貨店を想定）で糸島産品を販売する糸島フェアを1回以上実施すること。

- ・糸島フェアの期間は5日間以上とする。
- ・販売員を置いて販売を行い、消費者の反応等も併せて調査すること。
- ・流通ルートについては、事業実施後も継続して輸出できるように、イベント用の一時的なルートではなく、実際に輸出している事業者、現地卸売事業者を経由して実施すること。
- ・今後の販売が目的であるため、資金援助は販売店舗への補助（販売員や装飾、試食品等）のみとし、流通や商品代に対する補てんは原則行わないこと。
- ・生産者団体（J A糸島・J F糸島）と可能な限り連携すること。

（４） 輸出に向けた講習会・商談会の開催（輸出拡大の取り組み）

- ・国内の輸出事業者、現地バイヤー等の協力を得て、市内事業者向けの講習会を糸島市内において対面で実施すること。
- ・現地バイヤーや国内輸出事業者と市内事業者との個別商談会を実施すること。
- ・講習会や個別商談会に参加した市内事業者の商品については、ビジネスベースでの輸出への調整を行うとともに、可能な限り、上記（１）、（３）の事業に参加を促すこと。
- ・輸出に向けた講習会と個別商談会については、それぞれ1回以上開催し、準備から開催まで事業者で行うこと。

（５） 現地での観光セミナーの開催（認知拡大の取り組み）

- ・現地で消費者を対象とした糸島市の観光やグルメ情報などを紹介するセミナーを1回以上実施すること。
- ・富裕層の個人旅行を想定したセミナーとし、香港在住で情報発信力が高いインフルエンサー等を活用して、インバウンドに繋がるセミナーを実施すること。
- ・セミナーでは、映像などを用いて糸島市の観光スポットやグルメ情報を紹介すること。
- ・市内観光事業者と連携して、富裕層や個人旅行者が好む観光ルートを作成し、セミナーで紹介すること。

（６） トップセールスの実施

- ・糸島市長によるトップセールスを1回実施すること。
- ・効果的なトップセールスとするため、今回業務の別事業と併せて実施するなど、販路拡大や観光振興に繋がるものとする。
- ・販路拡大等に繋がる有益な訪問先や面談相手を設定すること。
- ・2泊3日（令和6年1月下旬を想定）とし、糸島市長及び随行職員の現地までの航空運賃及び宿泊費は本事業費に含めないが、それ以外の現地でのアテンド及び通訳などについては本事業で手配し、費用を負担すること。

（７） 状況調査、報告

- ・契約期間中は、現地飲食店や現地小売店等での糸島産品の使用・販売状況を可能な限り調査し、報告すること。
- ・現地で本事業が関与していない糸島市に関する情報発信（現地雑誌への掲載やSNSでの投稿など）があれば、可能な限り随時報告すること。

5 中間報告書、実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、12月1日（金）までに中間報告書に関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、委託業務完了の日から10日以内に、実績報告書に関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5年間はこれを適切に保存し、発注者から提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

6 その他の要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本事業の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係団体と十分な連絡・調整を行い、運営すること。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所もしくは発注者が指定した場所で行うこと。
- (4) 委託業務にかかる費用で特段記載していない費用（現地飲食店での糸島フェア開催における食材費など）については、すべて受注者の負担とする。
- (5) 関係団体、協力者、本業務従事者のトラブル並びに現地におけるトラブル等への対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- (6) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (7) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成15年法律第57号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 関係者の事故や災害などの緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合などにおいても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (9) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にし、委託者である市に報告すること。また、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「令和5年度糸島産品海外販路開拓業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5. 参加資格要件」を満たしておくこと。

7 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行い決定するものとする。